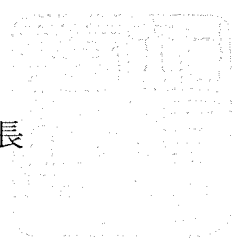


愛労発基 0830 第 3 号の 2
平成 30 年 8 月 30 日

(一社) 愛知県産業廃棄物協会
会長 殿

愛 知 労 働 局 長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

平素は労働安全衛生行政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成 26 年 6 月 25 日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」により、平成 27 年 12 月 1 日に施行されているストレスチェック制度については、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげ、メンタルヘルス不調となることを未然に防ぐこと（一次予防）に一定の効果を上げているところです。

しかし、心理的負荷による精神障害等に係る労災補償の申請件数は増加を続け、支給決定件数も増加傾向にあります。

今般厚生労働省では、ストレスチェック制度の一層の推進を図るため、別添のとおり労働安全衛生法を一部改正し、ストレスチェック実施者の資格者を追加することとしましたので、会員事業場への周知をいただきますようお願いいたします。